

カーボン・オフセット認証制度に対する意見募集結果とその対応方針について(整理表)

資料2-1-2

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
資料1 について		
頁		
1	<p>第1条</p> <p>「あんしんプロバイダー制度」に参加をしていないプロバイダーが、顧客の要請に基づいて個別のカーボンオフセット案件について「カーボン・オフセットラベル」の使用を申請を行い、適切に各種ガイドラインに従って、カーボンオフセットについての表現を行い、排出量の算定を行い、排出権の処理に関して必要な情報の公開を行っていた場合に、最終的に「カーボン・オフセットラベル」の使用は許可される可能性はありますか？</p> <p>もしも、可能性があるのであれば、その排出権の処理にかかわる要件は、プロバイダーのある一定期間の全活動について必ず第三者認証が必要なのか、個別のラベルの申請にかかわる、排出権の処理の情報公開に限定されるのか、弊社のように在庫情報を含めて、排出権の処理に係わる全ての情報をインターネット上で公開しているプロバイダーについてはどうなのかについて、明確にしてくださいませんか？</p> <p>もしも、現時点で年間40万円～50万円前後の申請料金のかかる「あんしんプロバイダー制度」に参加したプロバイダーでないと、実質的に「カーボン・オフセットラベル」の使用が認可されないとする、「カーボン・オフセットラベル」自体が、参加者を極端に限定した閉じた仕組みであるとの批判は免れえないのではないかと考えます。</p>	<p>あんしんプロバイダー制度参加者以外のオフセット・プロバイダーを用いて申請することを妨げるものではありません。</p> <p>なお、あんしんプロバイダー制度参加者以外のオフセット・プロバイダーを用いて申請いただいた場合は、あんしんプロバイダー制度参加者よりも審査項目が多いことから、手数料の割増があります。</p>
2	<p>第2条(7)</p> <p>&lt;意見&gt;文章の意味を明確化すべき</p> <p>「購入者及び潜在的購入者」とは「(オフセット商品等の)消費者及び潜在的消費者」と理解しているが、それでよいか。正しい場合、文章をよりわかりやすく修正していただきたい。</p>	<p>案文においては、JIS Q 14020 4.10を参照し、JIS原文に忠実に表記しておりますが、趣意は変わりませんので、ご意見の通り、わかりやすい形に修正いたします。</p>
2～	<p>「認証対象者」を含む制度参加者の呼称について</p> <p>認証対象者、オフセットプロバイダー(あんしんプロバイダー)および制度参加者という呼称がわかりにくい</p> <p>1) クレジットを提供し、もしくは消却/抹消等までを行う事業者</p> <p>2) 上記1)の役務を受けて本認証制度に参加する事業者</p> <p>3) 独自にクレジットを調達し本認証制度に参加する事業者を明確に分類すべきではないか。</p> <p>この点は、本制度が国別登録簿に登録している事業者のみを対象とする場合には問題にならないが、国別登録簿への登録有無にかかわらず本認証制度への参加が可能な場合、実際の消却/末梢等を行う事業者と、この益を受ける事業者とを明確に区別すべきと考える。特に、あんしんプロバイダーについての記載は、明確に分けるべき。</p> <p>【注:事務局において「消却/抹消」は「償却/取消」の意と解釈】</p>	<p>制度参加者は、当認証制度に対する申請を行い、当制度を利用し、参加している者である一方、認証対象者は制度参加者となるための要件を定めたものです。</p> <p>あんしんプロバイダー制度参加者については、オフセット・プロバイダーのうち、第三者機関が定期的に業務状況を確認することにより透明性を継続的に確保する仕組みに参加している者であり、審査の際には、あんしんプロバイダー制度参加者とそれ以外で審査手続きが異なります。</p> <p>これらの点については、図表等を用いてわかりやすくできるように努めてまいります。</p> <p>各参加者を区分することにより、制度の柔軟性が損なわれるため、参加者を区分せず、申請書において、オフセット・プロバイダーを記載する欄を設けており、また、各々の項目において、主体者を記載いただくことで、事実関係が明確化するものと考えております。</p>
3	<p>第6条</p> <p>制度参加者の登録費用(手数料)については、参加しやすいことが望まれる。ただし、手数料を引き下げる余り、認証の質を落とすことは最も望ましくないと考えられる。</p>	<p>事務局としては、認証の質を第一に考えておりますが、一方で、「手数料は最低限の実費に留めるべき」というご意見も多く、質と確保と手数料低廉化を両立できる最低源の水準で手数料を設定しております。</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
4	第9条	認証センターの適格性については本制度の信頼性を支える部分であるため厳格に評価していただきたい。	事務局としては本制度そのものが信頼性を維持できるように尽力するとともに、その結果を第三者が厳格に評価する仕組みとなっております。
4	第11条第3項	十分な期間の適切な予告を求める。 今回のように短期間での見解の募集は出来る限り避けていただきたい。	期間設定については、ご指摘の通り、大変短い期間設定となったにもかかわらず、ご意見をいただきありがとうございます。一方で、早期の制度発効を望む声も多く、今回は大変短い設定となってしまいました。今回は、短い設定であることを踏まえ、事務局としては、関係機関等への協力依頼を通じ、できるだけ広くパブリックコメントの存在を周知できるように尽力いたしました。今後は極力長い期間を設定できるよう業務効率化に努めてまいります。
5	第12条	制度の変更、中止、終了については認証センターに権限をおくものとせず、制度管理者全体におくことが望ましいと考えられる。	
5	第12条	<意見> 文言の追加について 「…認証センターは、認証センターの…」→「…認証センターは、利害関係者が表明した見解を考慮の上、認証センターの…」と変更願いたい。制度の変更、中止または終了については、手数料を支払っている制度参加者にとっては極めて重大な決定である。そのため、予め制度参加者を含めた利害関係者の意見・見解を把握し、十分に検討した上で決定に踏み切るべき。	御指摘を踏まえ、「認証センターは、利害関係者が表明した見解を踏まえ、認証センターのホームページへの掲示による予告の上で、」という表現に変更しました。
6	第14条	同一性の判断を明確にしていきたい。19ページに記載されている参考事例以外にも、さまざまな事例が存在すると考えられる。 例) スポーツのリーグ戦など	次回以降の運営委員会において、当該箇所を改訂できるよう、事務局による加筆を進めてまいります。
6	第14条	同一のカーボンオフセット商品を申請するとき 当初予定していた数量のカーボンオフセット付商品・サービスが完売し、追加で同一のカーボンオフセット付商品・サービスを販売する時の申請を省略、または、簡略化してほしい。手数料についても省略してほしい。	同一のカーボン・オフセット商品・サービスであっても、クレジットの調達・無効化プロセスを改めて確認する必要がありますので、申請手続きや手数料を省略することはできません。手続きの簡略化については、事前認証・事後確認型をご利用いただくか、案件追加や修正申請をご利用いただくことにより可能であり、ご選択いただいた形態に応じて手数料をお支払いください。
6	第14条(1)	「温室効果ガスの排出の範囲(バウンダリ)の設定が同一であり、それらを算定の上で、カーボン・オフセットを一括して実施するもの」とあるが、 ① 温室効果ガスの排出の範囲(バウンダリ)の設定とは、温室効果ガス排出量の算定対象範囲(バウンダリ)の設定ということか ② 設定が同一とは、何と同一か明確化が必要。 ③ それらを算定するとは、何を算定するのか明確化が必要。 ④ 付属書A:カーボン・オフセットラベル付与条件(平成21年度基準)(オフセット比率における原則)3. では、「算定した排出量に対して、カーボン・オフセットを行う排出量の比率については、20%以上を原則とする。100%未満の場合は、数値の根拠を、20%未満の場合はこれに加えて20%以上として設定することができない理由を、合理的に説明できるようにすることを原則とする。」とあるが、「カーボン・オフセットを一括して実施するもの」との表現の整合性が必要ではないか。	①ご指摘の通りですので修正しました。 ②商品等において、温室効果ガス排出量の算定設定が同一なものを表しています。 ③当該温室効果ガス排出量の算定を意味します。明確化のため修正しました。 ④一括とは同じ手続きによることを指しており、オフセット比率には影響しません。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
6	第15条ほか (p3 第6条、p18付属書B)	<p>&lt;質問&gt;手数料体系の理解について</p> <p>①「制度参加者のうち、案件の認証を受けることを希望する者は、所定の手数料を…」となっているが、第6条に「本認証制度により、カーボン・オフセット(中略)を希望する者は(中略)所定の手数料を…」となっている。つまり案件の認証を受ける際には、まず制度参加者となる必要があるという事でよろしいか。</p> <p>②それに加え、付属書Bにあるようにラベル使用料がかかること、さらに案件の認証の再申請又は修正申請が必要な場合にはそれに係る手数料が必要であることを鑑みると、単発の案件認証に際して、3段階以上の手数料が発生する事となり、制度参加者の立場からすると非常に費用負担が重いのではないか。</p>	<p>①ご指摘の通りです。</p> <p>②案件認証の修正申請2回までは手数料がかかりません。3段階以上の手数料が発生しておりますが、当制度は非営利での運営を行っているため、各々の額を実費に近い水準に抑制しております。</p>
6	第15条第1項及び第2項 手数料について	<p>認証制度に関わる手数料について</p> <p>認証制度の手数料が商品・サービスの原価に含まれると考えられるので、商品使用・サービス利用オフセットの場合は、販売量(金額)に応じた手数料設定にして欲しい。</p>	<p>付属書Bにあるようにラベル利用料は商品等による売上高に基づいて算定することになっております。</p>
6	第15条第1項及び第2項 手数料について	<p>&lt;意見&gt;最低限度の実費にとどめ、広く参加できるようにすべき</p> <p>オフセットはその緒についたばかりである。クレジット費用や認証に費用がかかると、コストアップ要因となり不況の現下なかなか参加しにくくなる。</p>	<p>当制度は非営利での運営を行っているため、認証手数料は実費(変動費)に近い水準に設定しております。経費節減に努めるものの、認証における品質確保に対するニーズも強いことから、制度を維持・運営するための固定費も相当かかる見込みです。別途、登録料を設定させていただいておりますが、かなりの登録者数がなければ固定費部分は回収困難な状況にあるため、ご理解願います。</p>
6	第15条第1項及び第2項 手数料について	<p>認証にかかる費用があまりに高くなると、その分で排出枠を購入してCO2削減に貢献した方が良いという意見がよくあります。従って手数料は可能な限り低く設定してほしいと考えています。</p>	
6	第15条第6項	<p>カーボンオフセットの取り組みを広く普及させるためには、信頼性の確保が必要であるが、多額の制度参加費用を課せられる場合、普及の阻害要因になりかねない。</p> <p>運営経費等の諸問題は理解できるが、低コスト(10万円未満)の設定をお願いしたい。</p>	
6	第15条第6項	<p>手数料については制度参加者が申請しやすいことが強く望まれる。</p> <p>ただし、手数料を引き下げる余り、認証の質を落とすことは最も望ましくないと考えられる。</p>	
6	第15条第6項	<p>参加費の設定は、参加者が企画する商品の完成度や推定オフセット量・制度参加期間等を加味した、費用設定についても検討していただきたい。</p>	<p>参加費が企画する商品の完成度が高い場合には、審査の過程がスムーズに進むと思われるため、審査対応コストや修正申請にかかるコストを抑制することが可能と思われます。また、推定オフセット量の算定にあたり、適格検証機関をご利用の際には割引を設定しております。制度参加期間等については、1年目にかかる新規登録料が2年目以降はかからないため、長期の取組に有利な設定になっております。</p>
7	第16条第2項	<p>予備審査は十分に実施され、粗悪な事例が認められることのないよう、書類の確認等は出来る限り相対して直接行っていただきたい。</p>	<p>予備審査は、制度運営上の合理的な範囲において十分に実施し、粗悪な案件を認めることのないよう努めてまいります。</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
7	第16条第3項	申請から認証までの時間が長い。認証委員会への提出までで40営業日も要してしまうと、実際の認証が行われるまでに2～3ヶ月程度が必要になってしまう。商品を販売する際、実際に店頭に並ぶまでの様々な検討が同時並行で行われる。認証までの期間を大幅に短縮することが制度参加者にとって最も重要な条件であると考えられる。期間の短縮により、制度参加者および申請案件が増加し、普及が図られるものと考えられる。	ご指摘を踏まえ、運用対処により短期化に努めてまいります。なお、認証委員会開催予定日についても、前広に公開する方針です。
7	第17条第4項	「運営委員会は、認証センターのウェブページ上に当該認証結果を公開するとともに、制度参加者に対して認証書を送付するように認証センターに命じる」とあるが、当該認証結果により、不合格になった場合は、認証書は発行しないのではないか。	ご指摘を踏まえ、条文を修正いたしました。
7	第18条第2項	差し戻しに対する修正申請が可能な期間を明記していただきたい。軽微な修正に対する再審査は出来る限り柔軟に対応していただき、認証に要する期間の短縮を図っていただきたい。	差し戻しに対する修正申請は登録期間内であり、かつ申請日の月末から一年以内であれば可能です。なお、最も早い認証日は次回の認証委員会開催日となります。一方、軽微な修正に対する再審査については出来る限り柔軟に対応し、認証に要する期間の短縮を図る方針です。
7	第19条第2項	ラベルを利用することの「利用」の定義を明確にしていきたい。	ラベルの箇所については「利用」と「使用」の双方が使われていましたが、「使用」という言葉に統一いたしました。「使用」については、「カーボン・オフセット認証制度 ラベル・名称使用規程」2条で定義しております。
8	第19条第4項	ラベルについての使用及び表示方法については、使用規程が作成されているが、認証書については、使用上注意しなければならない規程等はあるのか。	認証書の使用についての規程は設けていませんが、複製を行わないとともに、認証書を掲載した印刷物を広く配布する必要がある場合は、書面による事前報告や、消費者等に誤解を生じさせる表示とならないよう、「カーボン・オフセット認証制度 ラベル・名称使用規程」第3条及び第10条におけるラベルの使用に準じた取り扱いをしてください。
8	第20条	有効期間は申請受理日からの起算ではなく、権利の発生日から起算していただきたい。	有効期間自体は認証決定日以降ですが、最長有効期間は申請受理日の月末から起算して1年としているのは、申請者の期間認識の煩雑さを抑制し、参加者登録との整合性を優先させたためであります。
8	第20条	期間の有効性について 予め見積もった数量のカーボンオフセット付商品・サービスが販売完了するまでは、永続的にラベルを使用しても良いか？	認証等の有効期間を設定しておりますので、その期間内でご利用いただくこととなります。
8	第20条	<質問>認証およびラベル使用等の権利の有効期間について 認証およびラベル使用等の権利の有効期間については、申請受理日の月末から起算して1年を最長とする、とあるが、長期的に使用されるカーボンオフセット商品(家具など)、短期的に消費されるカーボンオフセット商品(食べ物など)、カーボンオフセットイベントなど、対象材・対象行動別に、具体的な例を示されたい。またそれぞれについて、有効期限が切れた場合にはどのような処置をすべき(有効期限を延長する場合/しない場合)か、示されたい。	有効期間の設定については申請者に裁量があるため、事務局による長短設定は困難と考えますが、例示を増やすことで、申請者の負担を軽減することを検討いたします。有効期限の延長等については、第21条に更新手続きを定めておりますのでご覧ください。
8	第23条	「相当の影響」の定義を明確にしていきたい。 変更等を実施する日から起算して30営業日以内の報告を求めているが、事後に変更が発覚した場合も柔軟に対応していただきたい。	「相当の影響」については、変更の影響により、変更後には認証基準に合致しない又は合致しなくなる恐れがある状態を指します。ラベルの信頼性を維持するために、変更事象が発覚次第すみやかに対処いただき、再審査の手続きをお願いします。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
8	第23条第2項	<質問>設計変更による再審査について再審査が必要な場合は、別途手数料が必要なのか。	再審査については、修正審査と合わせて2回までは追加手数料をいただくことなく、進めることができますが、記載を失念しておりましたので、追記します。
9	第24条、第25条	認証案件の管理および取り消しに関する記載があるが、悪質な事業者は除名および停止等の措置をとっていただきたい。	本制度は正しい取組を支援するのが目的であるため、悪質な事業者等に対しては、認証を与えないように注意を払うとともに、悪質な事象が発覚した場合は厳格に対処いたします。
9	第25条第1項(6) 認証センターの許諾なく類似マークを使用したとき	どこまでが類似商標(マーク)とするのかを明確に記載すべきという意見がありました。『常識的に見て類似ではないと判断されれば良い』など明確にして欲しいと考えています。	商標法等の国内法に基づく内容であり、事務局において定める事項ではないと考えます。
9	第25条第1項(10)	「環境関連法規、消費者関連法規その他法令に違反し、又は、これらに基づく行政指導若しくは行政処分を受けたとき」とあるが、条例も含むのか。	条例も含まれます。
10	第25条第4項	「制度参加者は、販売委託会社等の二次使用者も同様に認証基準や制度文書等を遵守するよう配慮しなければならない。」とあるが、制度文書等の何を遵守するのか。	制度文書等におけるすべての要求事項を順守していただく必要があります。
10	第26条第3項	<意見>文言の追加について ・「制度参加者による売上高実績報告がない場合」→「認証センターの報告要求に従わず、制度参加者による売上高実績報告がない場合」と変更願いたい。故意ではなく過失により、報告を忘れてしまうケースも想定されるため。 ・「…虚偽のものであった場合には」→「虚偽のものであったと合理的に判断できる場合には」と変更願いたい。虚偽かどうかの判断は、客観的かつ合理的な判断に基づくべきであるため。	ご指摘を踏まえ、条文を修正いたしました。
17	付属書A	量および比率についてはより厳しくしていただきたい。100%以外は認めない等の考え方あるのではないだろうか。高品質なもののみ認めることによりラベルの価値が向上すると考えられる。	いただいたご意見を参考にさせていただきます。「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」によれば、「段階的に取組の質等を向上させる」とあり、将来的な検討課題ではありますが、まずは、現状を踏まえた「平成21年度基準」をご利用いただきたいと考えております。
17	付属書A上から4行目 1. 自己活動オフセット支援型における最低排出量について	<意見>最低排出量を1kgにすべきではない 1kgにする根拠が不明。商品価格に応じて決めるか、一律であれば100g程度が妥当。単価は低いが使用頻度が高い商品では1kgの費用負担は大きすぎる。それに加えてラベル使用料まで支払うのであれば参加企業(商品)は大幅に減るであろう。今の段階はできるだけバーを低くして大勢が正しいオフセットをすることに重点を置くべき。商品のオフセットと異なるのは承知しているが、飲料・菓子・日用品など昨年エコプロCFP展示商品は大半が数百gであることを鑑みても大きすぎる。	
17	付属書A上から4行目 1. 自己活動オフセット支援型における最低排出量について	一律であるべきではないと考えています。仮に一律であれば100g程度が妥当だという意見がありました。生産財ならまだしも消費財では1kgの負担は大きすぎます。カーボンフットプリントの視点においても消費財はせいぜい100g~200g程度でありますし、その視点からも過剰負担かと考えています。また、仮に安価な駄菓子で実施しますと景品表示法違反になりうるものも実在します。	最低排出量を1kg以上に設定しているのは、自己活動オフセット支援型のみであり、自己活動オフセット支援型以外の場合には、最低排出量を設定しておりません。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
17	付属書A カーボンオフセットラベル付与条件 1項	「自己活動オフセット支援型」の最低排出量は商品1個あたりの最低埋め合わせ量が規定されるが、「自己活動オフセット型」の場合には最低排出量の規定は無いとの認識で正しいか。	
17	付属書A 2-1 バウンダリの設定においては、商品等に関わる主要排出源を含める形で設定	この意は自己活動オフセット支援も含まれるということかがわからない。自己活動オフセット支援の場合、「消費者生活の排出量をバウンダリと設定するとしていたのではなかったでしょうか。	「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準」に、「自己活動オフセット支援型においては、ウェブサイト等を用いて消費者が容易にアクセスできる方法でオフセットの対象となる活動内容(選択式でも可とする)とその排出量をわかりやすく示すこと」とある点を考慮する必要があります。
17	付属書A 2-3	<p>&lt;意見&gt;文言の修正について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「算定結果は」→「排出量の算定結果は」に修正</li> <li>・「切り上げる」については、「有効桁数〇〇ケタ目で切り上げる」というように具体的に示して戴きたい。</li> </ul>	ご指摘を踏まえ、条文を修正いたしました。有効桁数は「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG 排出量の算定方法ガイドライン」に準拠して2桁に設定しております。
18	付属書B ラベル使用料算定方法	<p>&lt;意見&gt;売上げ高歩合のような徴収はするべきではない</p> <p>安心安全なオフセットの普及が目的で、金儲けが目的ではないはずで、販売量が多くても少なくとも作業実費は変わりません。また事前事後の事務手続きも煩雑となり、認証センター・事業者ともにコストアップの要因となります。</p>	当制度は非営利での運営を行っているため、認証手数料は実費(変動費)に近い水準に設定しております。一方で、売上高比例については、事務手続きが煩雑となり、コストアップの要因となることは否めません。しかしながら、売上高比例を導入しているのは、できるだけ小さな取組においても認証機会を提供するためであり、小さな取組においては認証における実コストを大幅に割り込んでおります。売上高比例部分だけでは、これらの割引部分を回収することは困難な見込みです。また、ラベル使用料については、商品・サービスの原価に含めたいというニーズのもとで、売上高に比例した手数料設定を望む声もあり、当面はこの体系にて進めたいと考えております。
18	付属書B ラベル使用料算定方法	定額が好ましいと考えています。売上歩合だと儲けが目的に見えてしまうという意見が多々ありました。そうとられてしまうと認証の普及の足かせになると判断しています。	
18	付属書B	<p>&lt;意見&gt;ラベル使用料の算定方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時に支払う概算額については、オフセット対象商品、オフセット対象行動別に具体例を示すとともに、合理的な説明をお願いしたい。</li> </ul>	次回以降の運営委員会において、当該箇所を改訂できるよう、事務局による加筆を進めてまいります。
18	付属書B	<p>&lt;質問&gt;ラベル使用料の精算について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「概算使用料&gt;実績使用料」の場合は、差額は返金されるのか。</li> </ul>	差額につきましては返金するか、更新時の手数料から差し引きます。
18	付属書B	売上高額とGHG排出量との因果関係に疑問。生産量の増減に伴う生産効率、歩留まり、物流効率等を勘案し、適切なオフセットが実施されているかを勘案すべき。制度運用上で勘案されるのであれば問題ない。	GHG排出量に対するオフセット量に比例した手数料体系にすれば、オフセット量を抑制する要因となるため、ラベル利用による効果としての売上高に比例した体系にしております。一方、ご指摘のあった「生産量の増減に伴う生産効率、歩留まり、物流効率等を勘案し、適切なオフセットが実施されているか」については、審査項目であり、手数料体系からは独立しております。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
18	付属書B	ラベル使用料の算定方法を明確に記載すべき。 商品個数に応じてラベル使用料が発生するのか、オフセット量に応じて発生するのか不透明。1ラベル1商品に必ずしもならない場合もある(エネルギー使用量やサービス提供の場合)。	付属書Bにあるようにラベル利用料は商品等による売上高に基づいて算定することになっていました。
19	参考資料	<意見>提示されている例について 上の例と下の例から、何を説明したいのか分からないため、具体的に文章で記して戴きたい。	次回以降の運営委員会において、当該箇所を改訂できるよう、事務局による加筆を進めてまいります。

#### 資料2 について

頁		
		該当するパブリックコメントはありませんでした。

#### 資料3 について

頁			
1	第3条	「印刷物を広く配布する必要がある場合…書面により報告」とあるが、自己活動によるオフセットを行い、企業アピール・情報提供のために自社ホームページや社内報・社外報の中でラベルや認証書を用いて情報掲示する場合も、報告が必要となるのか。	同条の趣旨は、認証対象物以外へのラベル添付により消費者等に誤解を与える可能性を未然に防止することにあります。従って、自己活動によるオフセットを行い、企業アピール・情報提供のために自社ホームページや社内報・社外報の中でラベルや認証書を用いて情報掲示する場合も例外ではなく事務局への書面のご報告をお願いします。
2	第7条	カーボンオフセット認証ラベルの表示方法について 特色印刷も考慮すべき。 現状の規定では特色印刷(黒以外の単色印刷も含む)、もしくは特色掛け合わせ印刷に対応する事ができない。 認証ラベルを標記するために、認証ラベル標記に必要な版をおこして印刷することは、本認証制度の趣旨に相反することになる。	ご趣旨は理解いたしました。ラベルそのものをどのように扱うかについてはもう少し技術的な調査や検討が必要ですので、今回は、現状のままとさせていただいた上で、事務局において検討を進め、次回運営委員会において議論の上、調整いたします。
3	第9条、第10条	ラベルを直接付与できない商品(エネルギー・サービス等)については消費者に誤解を及ぼさない処理をすることで、別の場所(オフセット証明書等)に付与することを認める記載がほしい。	事務局としては可能な限り柔軟な対応を検討したいと考えます。具体的な対応策については、個別案件ごとに認証委員会に申請内容を諮り、承認を経る必要がある他、同様事例が多数ある場合には、運営委員会によりルール化していく可能性もあります。

#### 資料4 について

頁			
全	認証申請書(案)	認証区分別に申請書の記入例を用意してもらいたい。	記入例については事務局において作成することを検討いたします。
全	全般	認証制度の申請について 申請マニュアル、申請の見本、申請から認証を受け、ラベル使用ができるまでのタイムスケジュールのようなものが欲しい。	申請マニュアルについては、実施要領をご覧ください。実施要領は順次改定の上、内容の充実を図っていく予定です。申請の見本については、事務局において作成することを検討いたします。申請から認証を受け、ラベル使用ができるまでのタイムスケジュールについても、事務局において作成することを検討します。
	その他	<意見>記載例・記載注意事項について 申請書様式に対して、記載例・記載注意事項があると記載しやすく思う。また、予備審査で不備申請書が少なくなり、効率化するのではないかと。また、手数料やその他の料金について料金表があるとわかりやすい。	記載例・記載注意事項については事務局において作成することを検討いたします。料金表については、気候変動対策認証センターホームページ上で開示いたします。

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
	申請書自体	<p>&lt;質問&gt;申請分類が2つ以上にまたがる場合について 申請分類が2つに及ぶ場合は分類2つにマークして一通の申請にするか、あるいはそれぞれで2通にするか、どうするのがよろしいか(例えば、認証区分ⅠとⅡの商品のオフセットとが一つの商品の上で一緒になっている場合など)。</p>	この情報だけは判断しかねます。申請後の審査過程において妥当性を判断いたしますので、申請者の主張の通りにご記入の上、申請願います。
1	申請案件/認証単位について	<p>業種: 通信販売業 カーボンオフセット認証対象: 通販カタログ(印刷時および配送時に生じるCO2)</p> <p>①内容が異なる2冊のカタログ(A・B)をセットで顧客に届けている。各々のカタログに認証ラベルを記載したいと考えている。A・B個別に認証を受ける必要があるか。 ②カタログ内容は①Aとほぼ同一だが、一部「取扱商品」・「サービス内容」・「カタログ名称」が異なるカタログCを別途作成・配送している。カタログCに認証ラベルを記載したい。 申請時に①と合わせて同一案件として申請可能か、別にC単体で認証を受ける必要があるか。 ③カタログDを作成し、A・B・Dの3冊セットで一部の顧客向けにのみ届ける場合がある。カタログDにも認証ラベルを記載したい。 申請時に①と合わせて同一案件として申請可能か、別にD単体で認証を受ける必要があるか。</p>	この情報だけは判断しかねます。申請後の審査過程において妥当性を判断いたしますので、申請者の主張の通りにご記入の上、申請願います。
3	「排出量の算定方法」の記入欄について	算出方法については原則として「温対法」「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に準拠すべきであり、独自に定めた「算定レベル」の記入が必須であると誤認しないような記入欄を期待したい。	算定レベルの設定については、パブリック・コメントを経て環境省により公表された「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(第三者認証基準)」及びパブリック・コメントを経てカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)により公表された「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(算定方法ガイドライン)」において規定されている内容であります。当制度は第三者認証基準及び算定方法ガイドラインに基づいているためご理解願います。
3	バウンダリ、その他	算定範囲については、厳密な設定が必要なものと(期間、生産量等)と、柔軟な判断が必要なもの(物理的な施設や、按分すべきエネルギー使用量等)があることを考慮すべき。 この点を表現する事は非常に困難と思われるが、制度運用上で勘案されるのであれば問題ない。	御指摘の通り、表現方法を一律に定めることが難しく、運用対処となります。認証センターの審査チームによる予備審査及び認証委員会による本審査により、厳しく、柔軟に、かつ公平に運用してまいります。
4	「クレジットの調達等および排出量の埋め合わせ」	<p>&lt;質問&gt;クレジット種別について ・JVETSの排出枠を含めた理由は何か。 ・JVETSの排出枠が含まれているのにも係らず、同じく試行排出量取引スキームで流通する試行スキームの排出枠や国内クレジットを含めない理由は何か。</p>	パブリック・コメントを経て環境省により公表された「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」及び「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(第三者認証基準)」において規定されている内容であり、当制度は指針及び第三者認証基準に基づくものであるためです。指針及び第三者認証基準の改訂に従い、当制度において運用変更してまいります。
その他、全般的な事項について			
頁			

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
全体を通して	<p>認証制度は参加者が参加しやすく、消費者にわかりやすいことが求められる。また、ラベルが広く普及することと、認証が厳格であることのバランスが求められる。</p> <p>もっとも懸念することは質の悪いオフセット製品にラベルが付与されラベル自身の信用が失われることである。</p> <p>良いものにのみラベルが付与されていることでラベルの価値、信頼が向上するとともに将来的な普及につながると考えられる。</p> <p>ラベルが粗悪なものにまで付与されないよう、厳格な運用を期待する。</p>	<p>事務局としては第一に、認証の厳格性を重視して、ラベルの信用性を維持していきたいと考えております。第三者認証基準に基づきながらも、さらにラベル付与条件を設定したのも、一定程度の信用力を維持するためであり、良い取り組みにラベルを付与し、ラベルの価値、信頼性の向上に努め、厳格な運用に努めてまいります。</p>
全体を通して	<p>「カーボン・オフセットの取組みに対する第三者認証機関により認証基準」の「削減努力の実施」に関する認証要件の一つ「申請者自身の排出量の削減取組」についてですが、年間エネルギー使用量 原油換算1,500kl未満の地球温暖化対策関連の法律等の報告義務等がない企業についても、第三者認証を取ることが可能なのでしょうか。</p> <p>これらの企業が企画するカーボン・オフセット商品が、省エネ設備で製造されている商品ではなかった場合、どのようにして、第三者認証の「削減努力の実施」に関する要件を満たすのでしょうか。</p>	<p>JIS Q 0065に、認証サービスの提供に当たり、「供給者の規模を条件にしてはならない。」とあることから、規模による認証サービスの制限はありません。一方で削減努力については、当該事業者により、削減努力が行われていることを、挙証していただく必要があります。</p>
ご意見	<p>現在、カーボンオフセットに関する市場規模は非常に小さく、認証などへのコストが負担となる。オフセットするコストの何倍、何十倍ものコストを認証に支払ったり、プロバイダーの純利益のかなりの部分をあしんプロバイダーの認証獲得に拠出せざるを得ない状況を見ると、かなり役所の理念先行で、実態を無視した制度と言える。</p> <p>もしこのような制度を最初から進めるべきと考えるなら、市場がきちんと自立できるように立ち上がるまでは、公的資金で当初はコストを賄うなどの方法を考えるべきである。少なくとも、市場規模やひとつのプログラム、ひとつのプロバイダーの現実の姿を無視して、制度やガイドライン設計にのみ公的資金を拠出することは、かなり歪んだ姿であると言うことを認識すべきであろう。</p> <p>「信頼性の高いカーボンオフセットの普及」＝「小さなオフセットプログラムやプロバイダーの淘汰」を目指すものでないことを、どうやって示すか、考えていただきたい。</p> <p>現実問題として、カーボンオフセットプロバイダーに限れば、カーボンオフセットサービスだけで十分に運営資金を獲得できているプロバイダーはほとんどいないであろう。オフセットプロバイダーを副業としているか、別の副業のおかげで生きているか、どちらかのケースが大半であると思われる。</p> <p>CDMの第三者認証のイメージが強いようであるが、あれは年間数万トン程度規模でないと、なかなかペイしない。J-VERなどは、それから、2桁低い。オフセットプログラムにいたっては、さらにそれよりも1桁程度小さくなる場合も多いことを、認識すべきである。認証コストもその比率で下がるのであれば、問題ないが、そういう認識はなされているのであろうか？ 予算が少ないことを理由にするなら、少ない予算の配分プライオリティーの議論をすべきであろうが、それはなされているのであろうか？</p>	<p>いただいたご意見は関係者への連絡を行い情報共有化の上で、参考にさせていただきます。</p>

該当箇所		指摘事項の概要	指摘事項への対応
	1ページ目中あたり 2. 意見募集期間(意見募集開始日及び終了日) 平成21年4月21日(火)～平成21年4月28日(火)正午 ※郵送の場合は同日午前中必着	パブリックコメントを募集している期間が対象としている文章量と比較して1週間と非常に「短い」と感じました。	期間設定については、ご指摘の通り、大変短い期間設定となったにもかかわらず、ご意見をいただきありがとうございます。一方で、早期の制度発効を望む声も多く、今回は大変短い設定となってしまいました。今回は、短い設定であることを踏まえ、事務局としては、関係機関等への協力依頼を通じ、できるだけ広くパブリックコメントの存在を周知できるように尽力いたしました。今後は極力長い期間を設定できるよう業務効率化に努めてまいります。
	信託銀行を通じて排出権購入する場合、または、排出権を信託財産とする受益権を購入する場合について	購入することを証する信託契約を締結したこと、または、受益権を購入する売買契約を締結したこと、を以て企業はクレジットを調達したと考えてよいか？	今回の意見募集の範囲の対象外につき回答はご容赦願います。